平成２２年（フ）第３６５号
青森市千富町２丁目８番27号
債務者　滝川　秀夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
青森市大字合子沢字松森41番地　コーポ八甲田Ｇ―206
債務者　木浪　正裕
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
青森市小柳５丁目17番21号　市営住宅小柳第２団地１―12
債務者　飯田みや子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
青森市中佃１丁目９番24号
債務者　伊藤　俊一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
青森市大字羽白字沢田24番地13
債務者　坂本　一男
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
青森県上北郡東北町字柳沢53番地
債務者　永井　真美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
北海道帯広市西22条南３丁目17番地14
債務者　鈴木　光雄
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
北海道足寄郡足寄町栄町１丁目40番地
債務者　平木　由里
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
北海道帯広市緑ケ丘一条通６丁目３番地２　コーポラスＹＯＳＨＩＴＯ103
債務者　赤堀　信博
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
北海道帯広市東３条南25丁目１番地
債務者　高玉　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
北海道足寄郡足寄町下愛冠３丁目１番地
債務者　原　由美子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
愛知県豊橋市大村町字五貫森128番地２　２Ｇ
債務者　長尾　健二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５２号
愛知県豊橋市大村町字五貫森128番地２　２Ｇ
債務者　長尾　直子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６７号
愛知県蒲郡市大塚町後広畑93番地４
債務者　小澤　周二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６８号
愛知県蒲郡市大塚町後広畑93番地４
債務者　小澤　ユカ
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部